

【保育料について】

保育料の算定は平成27年度より、「市町村民税」のみで階層区分が決定されることとなっています。それに伴い保育料は、毎年9月頃に切り替え作業を行うこととなります。

村民税の賦課決定が毎年6月になっていることから、4月～8月は前年度分の村民税額、9～翌年3月は当年度分の村民税額により決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（28年度）の村民税額に基づく保育料					当年度（29年度）の村民税額に基づく保育料						

村は、公簿（課税台帳）により課税状況を判断します。転入等の場合は、提出された課税証明書により確認します。

【保育料の軽減について】

保育所入所児童が下記の場合は保育料が軽減されます。

- ①同一世帯から2人以上保育所に入所している場合
- ②同一世帯から小学校修了前までの児童がいる場合
- ③同一世帯から特別支援学校幼稚部等に入所又は利用がある場合（一時預かりは対象外です）



（上記①の場合）

1人目	2人目	3人目
○保育所	○保育所	○保育所
		
保育料（全額）	保育料（1/2）	保育料（無料）

（上記②・③の場合）

1人目	2人目	3人目
	○保育所	○保育所
		
○幼稚園 ○小学校修了前児童 ○特別支援学校幼稚園部	保育料（1/2）	保育料（無料）

～ 注 意 事 項 ～

- 1 保育所の定員の関係により入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 2 申請内容や添付書類等に虚偽がある場合は、入所を取り消すことがあります。
- 3 保育所における集団生活に支障がある場合は、入所を取り消す場合があります。
- 4 保育所入所後にも電話・訪問などによる就労調査がありますのでご了承ください。
- 5 保護者の勤務先の変更・退職や出産など提出書類の内容に変更があった場合は、必要書類の提出及び連絡をしてください。
- 6 年度途中において、現況確認のため「勤務証明書」等の再提出があります。
- 7 児童の発達・発育に遅れを感じられる保護者の方は、受付又は事前に必ず申し出てください。
- 8 申込受付期間外も随時受け付けますが、空き待ち（待機）となります。

